

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 後援名義の使用について

令和7年4月1日から適用

1 後援を行う事業の目的及び内容

後援の対象となる事業は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下、当協会）定款第3条に規定する目的に沿ったもので、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該事業の内容が県の施策の推進または県民サービスの向上に寄与するもので、当協会が適当と認めるもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 当該事業への参加者に金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、または勧奨するものでないもの
- (4) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業でないもの
- (5) 特定の党派、宗教または宗派を支持し、または支援する事業でないもの
- (6) 宗教的または政治的な活動でないもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する行為をし、または行う恐れのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (8) 特定の個人または公益性を有しない特定の団体のみに係る事業でないもの
- (9) 県暴排措置に係る照会手続等に関する要綱に記載の暴排措置の対象となる個人または法人等が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (10) 申請時点及び申請から過去5年の間において、法令に違反し、または違反する疑いがあるものとして、法令に基づく調査（定例的なものを除く。）、規制等の対象となっている者または対象となった者（調査の結果、違反が認められなかった者を除く。）が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (11) その他、当協会の運営に支障をきたす事業でないもの

2 後援名義使用申請

- (1) 後援名義使用を申請するものは、申請書（様式1）を事業開始の1ヶ月前までに当協会へ提出しなければならない。
＜添付資料＞
 - ・ 事業内容がわかる書類（開催要項、事業計画書、パンフレット、チラシ 等）※後援の欄に当協会名を記載した案として提出すること
- (2) 様式1により申請書が提出され、当協会が後援を承認した場合は承認通知書（様式2）にて通知する。
※事業内容に変更が生じた場合、または事業の中止を決定した場合は速やかに連絡すること

3 後援名義使用承認後の取消

後援名義使用を申請したものが、事業を遂行するにあたり1に掲げる目的及び内容に違反する事項があると認めるとき、またはその他適当でない行為があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

4 後援名義使用報告

後援名義使用を申請したものは、事業終了後1ヶ月以内に報告書（様式3）を当協会へ提出しなければならない。

＜添付資料＞

- ・ 後援名義の使用がわかる書類（開催要項、事業報告書、写真 等）

5 その他

後援名義使用にあたり、原則として当協会は事業に係る経費を負担しない。